	その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第２項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの				
第四類・引火性液体	特殊引火物	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第１備考第11号から第14号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50リットル未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	第一石油類			非水溶性液体 200リットル未満 水溶性液体 400リットル未満	
	アルコール類			400リットル未満	
	第二石油類			非水溶性液体 1,000リットル未満 水溶性液体 2,000リットル未満	
第五類・自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第３項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第１備考第19号によるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第４項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。

注１　性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第１備考第21号によるものとする。

注２　積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第３備考各号に定める分類をいう。

5　腐食性を有する物質

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

6　マッチ

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注１　別表第２の品名欄に掲げる物質は、別表第１に掲げる物質を含まないものとする。

２　「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第３条に定めるところによる。

３　別表第２の１～４の品名欄に掲げる物質で、１～４の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。

４　別表第２の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が１となる数量とする。

○東北地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和十九年建設省告示第百三十五号仙塩広域都市計画公園事業九・六・二号加瀬沼公園

三　事業施行期間　自昭和五十九年二月九日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし